

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：人材育成奨学計画

(The Project for Human Resource Development Scholarship)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

2011年の民政移管後、ミャンマー政府は、民主化、対外開放、経済自由化路線を推進し、2030年までの長期的視点に立った国家総合開発計画（NCDP: National Comprehensive Development Plan）を2014年に策定した。本計画では、発展的・多角的・持続可能な経済の構築と人間を中心に置いた包括的な経済成長の保証を2つの長期目標として、それらを実現するため、①統治と制度の強化、②ビジネス環境の整備と有力事業の創造、③海外と国内の連結及び経済統合の拡張、④国際的競争力のある分野の育成、⑤将来性の高い地域経済の発展、⑥人材育成及び貧困の減少、⑦資源の保全・保護の7つの戦略を掲げている。また、2016年3月に発足したNLD（国民民主連盟）率いる新政権は、総選挙時のマニフェストにおいて、経済、農業、畜産業及び水産業、労働者、教育、保健、エネルギー、環境保全、女性、青少年、情報通信、都市開発の分野で施策を展開すると掲げている。下記対象分野における人材育成支援は、これらの計画及び方策と合致するものである。

1) 農業・農村開発

ミャンマー政府は、農業開発を食料安全保障、社会・経済開発の観点から重視し、「農業セクター 20カ年開発計画 2011/12-2030/31」を策定し、農村の貧困緩和と併せて官民連携の下で農業生産性向上、高付加価値化を目指している。このため、農業国であるミャンマーにおいて農業政策立案に係る人材の育成が急務である。

2) 防災

ミャンマーでは、2009年に国家防災計画にあたる「Myanmar Action Plan for Disaster Risk Reduction (MAPDRR) 2009-2015」を策定後、防災分野の制度整備を進めており、2013年には国家防災法や災害管理法が制定されている。今後の同法に基づく防災行政の強化及び地方への拡大には、中央政府のリーダーシップのみならず、防災法実施のための細則策定、関連省庁の管轄分野の整理、防災及び災害発生時の体制確立等を担う人材の育

成が急務である。

3) 保健行政/政策

ミャンマーでは、保健・医療サービスへのアクセスの悪さ（施設不備、人材不足、医療費等）が大きな課題であり、この状況を改善するため、ミャンマー政府は「国家保健政策」及び「国家保健計画 2017-2021」を策定し、保健医療分野の予算を増額しつつ、これら政策・計画を実施している。他方、行政能力の不備のため、急増する予算及び開発パートナーからの支援に対して効率的且つ効果的な政策策定・実施等が行われていない状況にあり、同分野に係る人材の育成は急務である。

4) 法律

2011年の民政移管以降、市場経済化を推進するミャンマーにとって、経済の対外開放を促すための民間活力の導入や外資の誘致は必須であり、これらの関連法及び諸制度の整備に対応する専門的な人材の育成が急務である。加えて、「法の支配」の実現に向けて法務長官組織等の司法機関等、法曹界全体の底上げを担う人材の育成も必要である。今度ミャンマー政府が更なる民主化プロセスや「法の支配」を推し進め、経済発展を遂げるためにも、同分野の人材育成を行うことは意義が高い。

5) 公共政策/行政

新政権発足後、ミャンマー政府は、民主化、市場経済化の推進、農村開発・貧困削減等に取り組む方針を示し、関連するワークショップの開催等、新たな取り組みを始めているが、効果的・効率的な政策及び計画の策定・管理等に課題を抱えている。ミャンマーの経済発展に資する社会経済基盤の発展を効率的に行う観点からも、同分野の人材育成の必要性は高い。

6) 経済/経営

ミャンマー政府は、市場経済化や投資促進を目標に掲げ、今後の経済発展についての議論を活発化させている。2016年7月には「経済政策」が発表され、堅実な財政政策、国営企業改革・中小企業育成、民間セクター開発・外国投資、金融安定化等、12の重要政策が掲げられ、これらの取り組みを実施する人材の育成が急務とされている。あわせて、商工会をはじめとする民間セクターはミャンマーにおける経済発展及び政策策定にも多大な影響力を有しており、民間人材の育成も重要である。

7) 国際関係

ミャンマーは、2011年の民政移管以来、適切な外交・経済・民主化政策の実進を進めており、国際関係強化のため、同国の今後の社会・経済開発にとって国際関係の知識を有した人材育成の必要性は高い。

8) 教育開発・計画

ミャンマー政府は、教育の質・アクセスの向上を優先課題の一つとして位置付け、「教育基本法」及び関連法の改正、「国家教育計画」の策定、学校教育制度の見直し等、抜本的な教育改革を行っている。これら教育改革等を推し進めるため、教育開発・計画に係る人材育成は極めて重要である。

9) 情報技術（ICT）

ミャンマー政府は、携帯電話の普及、E-Governanceの推進、ICTシステムの導入等、ICTを用いた国民の生活向上や国内経済の生産性向上を推進しており、2013年には「電

気通信法」が発効された他、2017年には運輸・通信省により「E-Governance マスタープラン」が公表されている。これら最新技術に対応できる若手人材育成が急務となっている一方で、ミャンマーの大学における ICT 教育は座学が中心で演習の機会も限られているため、大学を卒業しても産業界で即戦力となり得る人材が不足しており、同分野の人材育成の必要性は高い。あわせて、民間セクターは ICT 分野の発展及び政策策定にも多大な影響力を有しており、民間人材の育成も重要である。

10) 運輸/交通

ミャンマーは、諸外国からの投資、資金援助、技術支援が長年滞っていたこともあり、経済社会基盤が極端に不足している。今後諸外国による投資の急増が予測される中、それに対応する交通インフラ整備が不可欠である。2014年に「全国運輸交通マスタープラン」が策定され、同プランに沿って運輸関連各省・機関が案件形成を進めることとなり、そのために行政が以前にも増して主要な役割を果たす必要があることから、同分野における人材育成が急務である。あわせて、民間セクターはミャンマーの運輸/交通インフラ発展及び政策策定にも多大な影響力を有しており、民間人材の育成も重要である。

11) 電力/エネルギー

ミャンマーの「国家エネルギー政策」（2014年）では、持続的な経済発展と貧困削減のために、発電・送電・配電の容量増加が優先的に実現されるべしと定めている。また、新政権が発表した「経済政策」においても、政策目標の一つに、「電力、道路、港湾といった基礎的経済インフラの迅速な整備」を優先的に実施すべきとされており、電力インフラの整備はミャンマーの重要な課題と位置づけられている。人口が集中する都市圏及び国民の7割が居住する地方部への電力・エネルギー供給の改善を図るため、また、同国の持続的な経済成長を支えるためにも、電力需給分析に基づくエネルギー政策や電力技術に関する知識等が必要なことから、同分野に係る人材の育成が急務である。あわせて、民間セクターは電力/エネルギー分野の発展及び政策策定にも多大な影響力を有しており、民間人材の育成も重要である。

12) 都市開発計画

現在ミャンマーでは、農村部から都市部への大規模な人口流入等により都市部の急速な拡大が進んでいる。他方、都市生活を支えるインフラ施設の老朽化等のため、ヤンゴン市を中心とする都市は住民の生活及び経済活動を十分支えきれていない。「ヤンゴン都市圏開発マスタープラン」を含む、様々なマスタープランに基づく開発の推進や、新規のインフラ整備等の取り組みが急務であり、同分野の人材育成は重要である。あわせて、民間セクターは同分野の発展及び政策策定にも多大な影響力を有しており、民間人材の育成も重要である。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対ミャンマー経済協力方針（2012年4月）では、「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む）」、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化促進のための支援を含む）」、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を中心に支援を実施することとしており、本事業で行う下記対象分野の人材育成支援は、これら方針及び分析に合致する。

1) 国民の生活向上のための支援（農業・農村開発、防災、保健行政／政策）

- 2) 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（法律、公共政策／行政、経済／経営、国際関係、教育開発・計画）
- 3) 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援（ICT、運輸／交通、電力／エネルギー、都市開発計画）

また、2016年11月の両国の首脳会談において示された「日本・ミャンマー協カプログラム」の中で、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」が柱の一つとされている。

(4) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーは、オーストラリア、中国、インド、韓国等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

当該国の政府の中枢において活躍し得る若手行政官が本邦大学院において学位（修士・博士）を支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当該国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、最大48名（修士44名、博士4名）の留学生在が、本邦大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本事業はその第2年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 6.10億円（概算協力額（日本側）：6.10億円、ミャンマー側：0円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2017年7月～2021年3月を予定（計45ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて調整委員会を設置する。調整委員会は、以下のとおり、ミャンマー政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育省、計画・財務省、外務省、在ミャンマー日本国大使館、JICAミャンマー事務所

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるた

め。

- 2) 貧困削減促進：該当なし。
- 3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし。
- (8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：特になし。
- (9) その他特記事項：特になし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ・ ミャンマー政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成奨学計画事業（以下、JDS 事業）では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008 年度以降新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官等の能力向上は、ミャンマーにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官等を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名		基準値 (2017年実績値)	目標値 (2022年)
留学する学生数 (名)	修士	0	44
	博士	0	4
留学生の学位取得率 (%)		0	95

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) また、学位取得率については、4期分の計画(3.(3) 事業概要参照)全体における目標値とする。また、4(2)に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

2) 定性的効果

- ・本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2)1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6.(2)1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上